

「アクション・プラン」推進委員会(第2回)議事録

日 時：平成 23 年 7 月 1 日（金）17:00～18:40

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：片山善博委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、平野達男委員（内閣府副大臣）、逢坂誠二委員（総務大臣政務官）、北川正恭委員（早稲田大学大学院教授）

（関係府省）

園田康博内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、小川敏夫法務副大臣、小宮山洋子厚生労働副大臣、篠原孝農林水産副大臣、中山義活経済産業大臣政務官、小泉俊明国土交通大臣政務官、樋高剛環境大臣政務官

（関係地方）

橋下徹大阪府知事、広瀬勝貞大分県知事、上原良幸沖縄県副知事

（片山委員長）ただ今から、「アクション・プラン」推進委員会の第2回会合を開催します。本日はお忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。東日本大震災の影響もありまして、第1回「アクション・プラン」推進委員会を2月17日に開きまして、相当の期間が経過しましたが、前回に引き続き、この委員会で出席者の皆様方から率直な御意見をいただき、活発な議論をして出先機関改革を前進させていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、これ以降の議事の進行については、逢坂政務官にお願いします。

（逢坂委員）今日の議事は大きく3つです。「広域的实施体制について」、それから「人員の移管等の取扱いについて」が前半部分です。後半部分は「各チーム会合の状況報告」です。まず、今日の一番目の議題「広域的实施体制について」ですが、今日は、関係府省の政務の皆様にご出席いただいております。園田内閣府大臣政務官です。森田総務大臣政務官です。小川法務副大臣です。小宮山厚生労働副大臣です。篠原農林水産副大臣です。中山経済産業大臣政務官です。小泉国土交通大臣政務官です。樋高環境大臣政務官です。それから、今日は出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けるための具体的な検討を進めている関西広域連合から橋下大阪府知事、それから、九州地方知事会から広瀬大分県知事にお越しいただいております。沖縄県からも上原副知事に出席いただいております。こちらに並んでいますのが、地域主権戦略会議のメンバーであります。以上のメンバーで意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私から本日提出している資料を基に簡単に説明します。お手元の資料1-1を御覧ください。「国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）」《未定稿》です。これについては事前にお目通しいただいている資料ですので、説明は省略しま

す。それから第1回「アクション・プラン」推進委員会で九州から御提案のありました九州広域行政機構（仮称）については、資料1-2も併せて御覧いただければと存じます。なお、「九州広域行政機構」は、新たな類型の特別地方公共団体とされているところですが、これについては九州からの御提案も取り入れながら、広域連合制度の補完を行うという形で、九州からの御提案、あるいは関西で現在取り組んでいることが共通の土俵に乗っていただけるような制度設計をすることが現実的なアプローチかと考えています。その点についても後ほど、御議論いただければと思います。それから、第1回「アクション・プラン」推進委員会で議論されました、広域的实施体制のガバナンスの強化の在り方については、資料1-3を準備しましたので、こちらを基に御議論いただければと存じます。それから、今後のスケジュールについては、資料1-4を御覧ください。関西、九州の両地域から提示された出先機関を所管する省をはじめとした関係府省を交えて、広域的实施体制の枠組みや、後にも説明しますが、人員移管等の枠組みの検討を進めたいと思っています。また、両地域から当面移譲を希望するものとして提示された出先機関を所管する3つの省と移譲対象事務・権限の範囲の検討を行い、併せて広域的实施体制の枠組み、人員移管等の枠組み、更には財源について必要な措置を講ずることの確認とあわせて、移譲対象出先機関の決定に向けての中間とりまとめを9月を目途に行いたいと思っています。その上で9月以降も移譲対象事務・権限の範囲、あるいは事務移管の枠組みについて引き続き検討を進めつつ、検討状況に応じて財政措置の具体的な制度設計を検討し、12月を目途に移譲対象出先機関、移譲対象事務・権限を決定していきたいと考えています。震災前のスケジュールは若干これとは異なりましたが、現在震災対応に国と地方を挙げて取り組んでいるところでして、移譲希望機関の提示、基本的枠組みの決定について、若干スケジュールを見直すこととしています。駆け足ではございますが私からの説明は、以上です。

それでは続きまして、各地域での取組について、御説明をいただきたいと思っています。最初に、関西での取組を橋下知事からお願いします。

(橋下知事) 関西広域連合の出先機関対策委員会の委員長を務めています大阪府の橋下です。まずお手元の資料2の3ページから御覧ください。片山大臣のリーダーシップの下で出先機関の改革が徐々に進んでいることについては本当に嬉しく思います。広域連合で協議を重ねながら、まず3機関を対象機関として絞り込みました。かなりの時間を割いて、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所の3機関に絞り込みました。ただ、この3機関だけということではありません。どの機関でも関西広域連合で受けるといことなのですが、第1ステップとして、いきなり全部という訳にはいかないので、まず3機関に絞りました。その理由は、要約するとここに書いてある通りで、経済産業局は関西広域連合で産業政策を練っていますが、それに係ることが多い。地方整備局も全国知事会などの検討によって移譲対象機関にすべきだろうとされており、この3機関を関西広域連合の総意として絞り込みました。次に4ページの青枠の部分ですが、僕が政治家として言いたいことはこの3点でして、関西

広域連合で責任を持ってこの3機関のすべての事務・権限を引き受けます。ですから24年の通常国会への法案提出に向けて、強力に出先機関の移譲を進めていくべきだと思っています。そして、関西広域連合では各府県からエース級のメンバーを集めて、独自にプロジェクトチームを設置しました。これから色々と各府省庁の意見などを深掘りしなければいけません。省庁も色々な言い分があると思いますが、地方は地方で色々な考え方があり、このプロジェクトチームで、色々な調査やヒアリングをしながら各省と議論をかみ合わすようにしたいと思っています。ただ、今日は副大臣や政務官がいらっしゃいますが、自治体が省庁に対して調査やヒアリングをしようとする、すごい壁があり、はっきり言って調査やヒアリングに応じてくれないのが原則になっていますので、特に各省庁の出先機関に対する調査、ヒアリングについては、関西広域連合でPTを立ち上げたので、この調査、ヒアリングに応じるよう政治家、国会議員の皆様から強力な指示を出していただきたいと思っています。3機関の移管は第1ステップで、これですべてと考えているわけではありません。2ページに戻っていただきたいのですが、僕自身も地域主権戦略会議のメンバーとして、地域主権という名の下にこの改革を進めてきましたが、知事として参加していて、本当になかなか進まない。進まないのは分かるのですが、片山大臣はどんどん号令をかけてやっていますが、結局、出先機関の廃止は、民主党が言ったことではないですか。選挙のマニフェストの中で大公約として掲げて、圧倒的な票を獲得して政権交代をなされた。あの時には地方分権の話が、あまり国民の間で議論になることもなかったのですが、民主党が政治活動を展開することによって、地方分権という言葉が国民的な議論になり、国の形を変えるという民主党の声にみんながひきつけられて、圧倒的な票を民主党に託したのだと思っています。にもかかわらず、いろいろな情報を聞くと、各省庁からの細かな話に乗って、この動きを止めるような話の展開を大阪まで感じています。政治家は、方針を決めたらそれを進めるのが政治家の仕事だと思っていますので、まずは、とにかく進めていく。出先機関の廃止は、民主党が地方分権の第一の目的で掲げたことで、この後の意見交換で政務官をはじめ、いろいろ意見交換をしたいと思いますが、細かな役所のいろいろな理屈よりも、まずは強力に進めることをもう一度原点に立ち返っていただきたいと思います。僕も国のような大きな話でなく、大阪府庁という小さな自治体の中で仕事をしていますが、政治的に決めても関係部局に話が行くと、細かな話でいろいろ言うてくるのです。最後は、「もうこれはやるんだ、できない理由は言うな、できるようにするんだ」ということで今進めていますので、強力な民主党の政治的なリーダーシップの下に出先機関の廃止が円滑に進むようによりしくお願いしたいと思います。以上です。

(逢坂委員) ありがとうございます。それでは、九州での取組を広瀬知事からお願いします。

(広瀬知事) 資料3を御覧ください。九州は、九州広域行政機構をお願いしているところですが、特別にこういうものを作っていただきたいということです。今、橋下知事からお話があったように、現政権の地域主権の議論に大変勇気づけられてここまで来た

つもりです。特に昨年12月の「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」、それから今年1月の施政方針。国の出先機関は、地方の広域実施体制を整備して移管するということが大変勇気づけられて、地域としては受け皿をしっかりと用意しなければならないということで議論を進めていて、九州広域行政機構というところまでこぎつけたところです。いくつかポイントを申し上げますが、私どもの考え方は、ブロック単位の出先機関を丸ごと移譲することです。やはり、各出先機関の組織としての有機的な機能を損なわずに、住民ニーズに迅速かつ効果的に対応するために、それぞれの出先機関を細切れに、これは国のもの、これは地方に移管というようなことで切るよりも、全てを丸ごと移管することが大変大事なことはないか、賢明なことではないかと考えています。九州の場合は、沖縄と北海道が抜けますから、7省11系統。これは関西と同じで、それを全て丸ごと受け入れようと考えているのですが、やはり全部ということはなかなか難しいということで、いろいろ議論をしまして、先行して九州経済産業局、九州地方整備局、九州地方環境事務所の3つに限って移管をしてもらうのはいかがでしょうかと考えています。

次に、ブロック単位の出先機関を移譲する受け皿として、新たな組織、広域行政機構を整備する必要があると考えています。これまでの広域連合は、どちらかというところ、それぞれの県が持っている仕事を持ち寄って一緒にすることが建前かと思えます。しかし今度は、国の出先機関の仕事を丸ごと受けようという、新たな仕事を受けるので、そういう意味では、広域連合ではなく、むしろ新しい特別の機関が必要ではないかと考えています。3で述べるガバナンスの観点からも、新しい仕組みが必要ということで、この新たな制度を考えていただきたいと考えています。

ただし、2の○の2番目に書いていますように、国との関係はよほど考えていかなければならないと考えています。九州広域行政機構というものを作り、丸ごと受け入れることで、国としてやらなければならない仕事もこの機関が行う場合があるので、国との関係については、全て自治事務として受け入れるのではなく、どのような関係がよいのか、国の関与がある程度あることも考えなくてはならず、これは制度設計として大事だと考えています。

それから3番目ですが、地域住民の意思を反映するためのガバナンスの確保が大事と考えています。この新しい広域行政機構は、二元代表制の仕組みで、それぞれの県議会の代表者会議を設けるのが一つ。併せて、執行機関として知事連合会議という合議制の執行機関を設けようと考えています。合議制の執行機関で迅速な事務執行ができるかということがありますが、予算の編成等の基本的な事柄は合議制の機関で決めるが、それぞれのブロックの仕事については、分担執行のような仕組みを作り、この分野の仕事はどことこの知事が分担執行するというように、日常的な仕事はある程度分担執行委員に任せ、その分担執行委員はそれぞれの局長にある程度任せながら仕事をすることを考えているところです。

二元代表制と併せて、包括的な外部監査制度が必要です。これは今の都道府県で取り入れているものです。それから直接請求制度もこの中に入れていく必要があるのでは

はないかということです。仕事の性格から、またガバナンスの面から、広域行政機構という新たな組織づくりをお願いしたいということです。

4番目ですが、気を付けていただきたいのは、国による財源措置は、法律で具体的な手続きを定めて行わなければ、なかなか安心できないところがあります。例えば、国の財源措置の算定に用いる資料を直接内閣総理大臣に九州広域行政機構から提出することも法律上明確に規定していただきたい。また、財源措置に不服がある場合には内閣総理大臣への意見書を提出できるということで、是非内閣をあげて、広域行政機構の事務の応援をお願いしたい。そのようなことを法律で明確していただきたい。それから財源は、事業費と人件費がありますが、事業費がいくら、人件費がいくらと明確に分けて財源措置をとることも大変大事ではないかと考えます。今回の地域主権の動きには大変期待をしており、その受け皿に九州広域行政機構を想定し、7県が完全にまとまって準備を進めています。県知事だけでなく、議会にも諮って、議会も概ねこの方向で行こうとなっていると申し添えたいと思います。

(逢坂委員) それでは沖縄県の状況を上原副知事からお願いします。

(上原副知事) 本日は仲井眞知事が県議会開会中で出席できませんことをお詫び申し上げます。

知事からは、沖縄県の考え方を伝えてほしいということで、資料の4ですが、ペーパーを託されて参りました。沖縄総合事務局は、沖縄が復帰して72年に設置され、40年間沖縄の振興に関わる国の責務として、道路やダム、学校といった社会資本、総合基盤整備に目覚ましい成果を上げており、果たしてきた役割を高く評価しています。その上で、これから新たな沖縄振興方策あるいは振興計画の設定に向けて作業を進めていますが、その実現に向けた取組については、より自主的・主体的な手法が求められる中で、国と沖縄県との役割分担を見直す良いタイミングに来ていると考えています。県としても、政府の進めている出先機関改革の趣旨に賛同して、沖縄総合事務局の事務・権限を沖縄県に移譲することを望んでいます。40年前、私は沖縄県庁の第一期生で、私の前は琉球政府でした。ですから、小さいころ友人から「お父さんはどんな仕事をしているの」と聞かれると「政府に勤めている」と。「政府」という言葉に違和感がありますが、日常的に使われていました。先ほど「県議会」の話をしました。これも「立法府」と言って、これは多分全国でも沖縄県だけだと思います。一人ひとり議員に居室があり、議会の期間も長いし、実のある議論をしており、そういう意味でガバナンスはかなり効いていると思っています。決して自慢しているのではなく、若干気恥ずかしさもありますが、そういう自治の基盤は、他の地域よりも残っていると思います。今回の出先機関の改革は、地域主権改革でより積極的に対応したいと考えています。以上です。

(逢坂委員) ありがとうございます。早速意見交換に入りたいと思いますが、御意見のある方は挙手をして発言をお願いします。

(中山政務官) 今度の災害に当たっては、国と地方自治体との協力が極めて大事な視点であったと思います。私達は全面的に広域の皆さんの御努力を多とするものですが、

震災の時には、私たちも 300 台ぐらいのタンクローリーを集めたり、国が全般的に地方自治体を援助するという意味では、国と地方自治体が一緒になってやった良いケースだと考えていまして、そういう面でも、この震災についてはもっと検証して、震災があった時に国がどうやって援助できるかを考えながら、細かいことについて決めていかなければならないと思います。ですから、緊急事態をもう一回想定して考えていただきたいと思います。

(小泉政務官) 今度の東日本の震災は、千年に一度と言われたもので、大変大きな教訓を与えてくれたと思っています。それも大変大きな代償を払ったわけです。死亡者がこのままいくと 2 万 5 千人を超える状態で、建物全壊も 10 万など、本当に未曾有の震災であり、国、地方、行政や政治も含めて、国民の生命財産を守ることがいかに国家的な使命であるか、私たちに課せられた使命だと改めて全員が認識したと思います。今回、具体的な震災にあたり、手前味噌ですが、東北地方整備局が大変大きな役割を果たしました。それは現場をしっかりと預かっているだけではなく、国と東北地方整備局がリンクして、オールジャパンで今度の震災に対応できたことが、大変大きな成果を出せた原因であると思っています。地方整備局を丸ごと移譲すると、本当に国民の生命財産を守れるのだろうか。被災地から知事を含め、地方自治体の長も陳情に来られるわけですが、話を聞くと、整備局が国の機関でなかったら本当にこれができたのかということのを正直に市町村長や県知事が言ってくれるのです。「アクション・プラン」と今回の議論も、被災を受け、大きな代償を払い大きな経験をした県知事や市町村長の議論を十分に聞くべきだと思います。タイムスケジュールを見ましたが、これは全て震災が起きる前の話であり、大きな震災が起きた以上、震災がなかった時のスケジュールで進めるのはいかなものかと思っています。やはり、この震災をしっかりと検証して、それから議論を進めて、拙速にするべきではないと思っています。また、広域連合の問題点については、国土交通省から問題点を指摘しています。例えば、道州制のような組織で地方に移管するのであればよいですが、例えば、脱退するのも可能だし、解消するのも可能という組織に国民の生命身体財産を預かる組織を移管してよいのかということも根本的に考えなければならぬと思っています。

(樋高政務官) 地域主権改革自体は環境省として賛成です。その中で、中身については冷静に議論をしなければならぬと思っています。特に、個別具体の業務について、どの権限を地方に任せれば真に国民全体にとって一番良いかという視点が欠かせないと思っています。特例制度骨子案を見ましたが、移譲の進め方について、どのような事務を地方に移譲して、どのような事務を国に残すかの判断基準を明らかにする議論が必要ではないかと思っています。中山政務官と小泉政務官から話のありました震災対応、環境省が行ったがれきの撤去、ペットの救出、環境モニタリング、これらは国がやらなくてはできないことです。これらをどう考えるのか、冷静な議論が必要だと思います。一方で、自然環境分野ですが、この分野は環境の N G O、学識経験者などの関係者が大変多いのです。この方々の検討の期限を切らずに、広く関係者の意見を聞いて決めていただきたい。このプロセスだけは欠かせないと思っています。また、要望書

を拝見しまして、近畿地方環境事務所を丸ごと移管するということですが、これは一つの哲学なのかもしれませんが、国立公園をどのように考えるかについて、地方で管理すればよいとか、地方の方が国立公園のことを良く知っているなどの意見があることもよく承知をした上で申し上げます。この国立公園の優れた自然は、国民全体からお預かりした国の宝です。つまり国立公園は、所在する一地域だけの、地域の住民だけの宝ではなく、自然保護を国で行う視点からも、国全体の財産、国民全体にとってかけがえのない国の宝だと認識しています。先日も小笠原が世界自然遺産登録をされましたが、是非、こういう意味もよくよく真剣に御議論をしていただければありがたい。私は地域主権改革は大賛成です。大賛成の中で、一方で冷静に自然保護を日本国としてどのように行っていくのかを鑑みたときに、国立公園は引き続き国が責任をもって保護していきたいと考えています。

(逢坂委員) そのほか御意見のある方どうぞ。

(上田委員) 各政務官から震災前、震災後の話が出ました。震災だけをいえば、どこが一番早く対応していたかという、災害や防災の協定を結んでいる市町村同士の動きが一番早く、次に姉妹都市を結んでいるところ、この順番からスタートしています。結局、御縁のあるところからスタートしたのが一番であって、地方整備局が先だったとは思いません。むしろ遅い方です。関西広域連合は、距離は離れていても、船を出し、人を出し、早々とつぎ込んでいますし、それぞれ縁のあるところから、被災地に向かって動いているのです。国が最終的に責任を持つというのはよく分かりますが、地域ではできないことを前提にした議論は、オーバーな話ではないかと思います。そもそも出先機関の廃止は、国がやって能率が悪いところからスタートして、できるだけ地方に任せられるものは任せるということですから、何を任せないかを決めれば良いのであって、任せるところはどんどん任せてくださいと問題提起をしているのです。その問題提起について、どこが本当に駄目かを言えば良いのです。そこの問題を踏まえないと、何か行うたびに議論がスタート台に戻ってしまうのです。都道府県でやれば良いではないかと言うと、広域体制を作らないと受け皿になれないと言い、広域体制を作ったら、整備局に勝るのかという議論になってきて、Aと言えばBと言ひ、Bと言えば今度はAと言う。それよりも、具体的にやろうとしているところの、どこが問題なのかを指摘していただいて、その上で、それは国立公園の話も結構ですね。確かに国として責任を持ちましょう、じゃあ管理は地元でやってください、何かの時には国が関与しますという話ですむのではないですか。私はそう思って今まで進めてきたつもりなので、その点誤解のないようにしていただきたいと思います。

(小泉政務官) 事実誤認があります。上田知事のお話ですが、国は翌日に 400 人 TEC-FORCE を入れていきますし、物資を運ぶ際に陸海空全てが駄目になりましたが、高速道路を 1 日で啓開させたのです。これは国がやっており、地方自治体の友好の県で行う話とは性格が違います。やはり国でなければできないことがあります。それを全て地方自治体の友好県などでできたのか、事実関係を誤認されているのではないかと思います。

(上田委員) 大丈夫です。

(小泉政務官) 事実関係を認識した上で、議論したいのです。

(橋下知事) 政務官の話を聞きますと、根本的に大きな誤解をしていると思います。我々は出先機関の組織をなくすと言っているのではないのです。誰が指揮命令をとるのかという話です。国交省の地方整備局の組織には、今回のような活動はしてもらいますが、これを大臣自らが現場の全てのこと目配りして指揮を出せるのかという話です。今、大阪から見て、国政は非常に停滞しています。霞が関や永田町で全部抱え込んでいるために、オーバーフローになっているのです。現在、中国は、首相と国家主席が手分けして外交関係をやっており、ロシアも出てくる、ASEAN はやってくる、その時に日本は永田町に閉じこもって何もできていない。例えば、小泉政務官にお聞きしたいのは、国交省関連の直轄事業の関係で、今、大阪で一番の課題は何かということがわかりますか。現場を把握しているのは我々なので、我々に指揮命令権を下さいと言っているだけなのです。組織をなくすのではないのです。経済産業局も地方整備局も地方環境事務所も同じです。国立公園の大切さは分かります。ただその管理はできません。国民の生命、財産の安全を守ると言いますが、自治体も日常生活における府民、住民の安心、安全を守っています。つまり、国の仕事だ、国の機関だ、地方に渡すと国の仕事なくなる、組織がなくなるという話ではなく、誰が指揮命令をとるかという議論だと理解いただきたい。

(小泉政務官) 現実には被災を受けた知事、市町村長は、指揮命令できないのです。今度の災害では、単体の地方だけではなく、国全体で情報を取りながら、すべての省庁を動員しなければ対応できなかったのです。ぜひ、被災を受けた知事の話をお聴き下さい。橋下知事はできるとおっしゃいますが、現実には被災を受けた知事の話をお聴きましたか。

(橋下知事) 阪神大震災の時のことを聴きました。関西広域連合でやると言っているのです。

(逢坂委員) 平野副大臣から発言があります。

(平野委員) 震災が起こると、いくつかのフェーズがあると思います。例えば、水道の復旧、下水道の復旧、ガスの復旧、これらは全部自治体がやっています。これは伝統で、水道管が破裂すれば、必ずどこかの自治体が助けに行くというシステムができていまして、この迅速性は、国も見習うべき部分が相当あると思います。そうした点を踏まえて上田知事は発言されたと思います。災害後、最初に釜石に入りました。釜石の市役所でお会いしたのは大阪のレスキュー隊でした。「ただ今、到着しました。」という挨拶でした。自衛隊の活動も早いですから、現場には自衛隊もいます。災害時に国か、地方かと言いますが、国も地方も一緒に動いています。広瀬知事の資料の2段目に「国との関係については大規模災害時に国と地方が連携して迅速に対応するための仕組みを確保するなど、住民サービスの水準を確保する」と書いてありますが、この前提でいくべきです。当たり前の話ですが、国と地方の連携が必要なのです。未曾有の大災害となったら、もう一体的にやらなければならないのだと思います。そうし

た意味で、国だ、地方だというのではなく、広瀬知事の資料の「連携」というフレーズをどうするか議論を進めないと、この議論は前に進みません。

(橋下知事) 緊急事態の時は、緊急事態の制度設計をすれば良いと思います。平時の時は整備局のオペレーション(指揮命令)を普段の現場でやらせていただいて、もしその指揮命令を被災地県の知事ができないとなれば、その時に大臣が直轄で指揮命令ができるような仕組みを作ればいいので、緊急事態のことを全部広げて移譲できないというのは、補完性の話から何から全部飛んでしまい、千年に一度のことを考えればすべての機関を国がやらなくてはいけなくなってしまいます。普段の平時は地方がオペレーションをやって、緊急事態の時はどういう直轄の組織を作るのかを国家戦略として制度を作れば良い話です。

(広瀬知事) 私どもも今回の災害時の国の仕事、活動は大変に高く評価していますので、そういう時に国がどのように関与するかを考えるべきであって、災害があるから駄目というのでは、話は前に進みませんし、そんなことは決してありません。大事だからこそ、組織を残して我々が移管を受けようとしているのです。国と地方の仕事の仕方について緊急時はどうするか、あるいは例えば国際条約の実行などのレベルでどうしても国がやらなければならないこともあるかもしれない。その時に国がどう関与するかなどについても、これから知恵を出してやっていただきたいというのが一つです。それからもう一つ、小泉政務官から、道州制ならいざしらず、まだそれもできていないという話がありましたが、我々は7県全てで同意が取れていますので、特別立法で、きちんと地域を決めていただいても結構だと思います。ただし、道州制まではいっていないので、ある種経過的な措置にならざるを得ない部分もあるとは思いますが、そこはできるだけの手当をし、できないところは経過的な措置として検討していくことが大事だと思います。これは制度の設計の仕方であって、だから駄目ということにはならないと思っています。

(中山政務官) 誤解されているようですが、私は反対しているわけではありません。災害があったので、これは検証に値するのではないかとということを申し上げたのです。

(篠原副大臣) 皆さんが発言されているように、いろいろ段階などはそんなになくてもいい、それから、どこがやったらいいのかを考え直すにはよい機会なので、この広域連合というのはどんどん進めたらいいと思います。この狭い日本で、交通網はきちんと整備され、通信網もありますので、国だ、都道府県だ、市町村だと言わず、国とそこそこ大きな地方自治体があれば都道府県はいらなくなるのです。カリフォルニア州は11番目のGDPで、人口は日本の半分以下ですが、面積は日本より大きい。それを考えると日本はいろいろありすぎなのです。次に、樋高政務官の意見に賛成なのですが、やはり国がやったら良いことと地方がやったら良いことがあるのです。大気汚染などは、大阪の汚染と奈良の汚染が違うことはないのですから、国がトータルで見なければいけません。しかし、地方自治体の実行してチェックする分野などは地方自治体で良いでしょうから、性格によって違うのです。だから、一旦地方で丸ごとやってみて、国と地方のどちらかとなれば私は良いと思う。リラックスしてやれば良い。

最後は、同じ業務の中でも、どれを国がやって、どれを地方がやるのが大事なのであって、3つ4つとある段階を少なくしていく原点に立ち、究極的には国と地方自治体の2つの段階で良いのだらうと思います。

(逢坂委員) だいぶ議論も白熱しましたが、よろしいですか。

(片山委員長) 基本に立ち返りますと、先ほどマニフェストの話も出ましたが、基本的に移譲するという前提で「アクション・プラン」も作っておりますので、移譲するには部分的に始めますが、移譲するにはどうすれば良いかを考えるわけですから、ここで、これがあるから移譲できないとなると振り出しに戻ってしまいますので、ぜひ方向性を整理したいと思います。その上で、中山政務官がいみじくもおっしゃいましたが、こういう災害がありましたので、災害時にどうするかはよく検証する必要がありますし、対応を考えておく必要があると思います。それは広瀬知事もおっしゃったし、ここにも書いていることを平野副大臣も言及されましたが、災害時に、国がどのような役割を果たすのかは、その視点で特別な仕組みを考えれば良いと思います。平常時は一般的な法制で動くが、非常時は国の権限が発生すると。その上で国と地方が連携する仕組みを作れば良いことだと思います。

それからガバナンスについては、「道州制でなければいけない、道州制ならともかく」という話は前からある議論ですが、必ずしも道州制でなくても、きちっとしたガバナンスが働くかどうかの点検だと思います。そこはよく注意をしなければならぬので、それはそれなりに九州広域行政機構でも、議会の問題などを検討されていますので、それは国が必要なことは立法措置をすることを含めて検討すれば良いと思います。

霞が関から「総論は賛成だが受け皿が問題だから」という議論がよくあります。これは本当に受け皿を心配しているというよりは、そのことをもって否定するために出てくる議論が多いのです。以前、権限移譲を自公政権時代に地方側が要求した時に「受け皿が駄目だよ。小さい町村があるから駄目だよ。市町村合併をすればともかく」という議論がありました。多分市町村合併できないだらうと思って言われていたのですが、じゃあやろうじゃないかということで、やっちゃったのです。実際に市町村合併をかなり。その結果、権限移譲が進んだかというほとんど進んでいません。本来なら、市町村合併が進めば、もっと権限移譲を進めてもよかったのですが、省庁の対応はほとんど変わりませんでした。市町村合併の前後では。結局は嫌がらせとまでは言いませんが、かなりハードルが高いことを要求して、でも、できてしまったということなのです。だから、道州制もそういう同じような文脈になるのではないのか、むしろそういう議論より、必ず確かなものにするには具体的にどういう施策が必要なのかを検討した方が良いのだらうと思います。

それから平野副大臣が言われたこちらもっともだなと思いましたが、やってみてまずかったら手直しをするという柔軟な姿勢があれば、いろんなことが出来ると思います。もちろん人員を移したりしますから、縦横無尽とはいかないと思いますが、ある程度手直しをするという考え方を持っていれば、比較的気を楽にして対応出来る

のではないかという気がします。

それから、小泉政務官の言われた東北地方の知事の見聞も聞くべきというのは、その通りだと思います。ただ、今回の進め方は、全国一律にやるという考え方は捨てていまして、できるところから、意欲と力量のあるところからやっつけていこうということです。できる自信がないところは、見合わせるとか、後回し、やらないということもあり得るので、とりあえず今、意欲的な2地域1県の方が出てきておられますので、そこを対象に具体的に考えれば良いと思います。

(逢坂委員) 激しいやりとりもありましたが、実りの多い意見交換だったと思います。この議論はこの程度に留めて、今日出た話を事務的に整理して、次回以降また御議論いただければと思います。原則は移譲することを出発点に進めていますので、そのことは確認をしたいと思います。

資料5を御覧ください。出先機関の問題になると、人材の移管をどうするかが議論になってまいります。資料5にある人材調整準備会合を設けまして、進めたいと思っています。これは次回の地域主権戦略会議で決定させていただきたいと思っていますので、事前ですが、皆様にお知らせをしておきます。広域的实施体制だけではなく、直轄道路・直轄河川、あるいは一県完結事務の権限に係るものについても、ここで議論することになると思います。

これについて、何か御意見ございますか。

意見もないようなので、この方向で進めさせていただきます。

それでは「広域実施体制について」と「人材移管の取扱いについて」はここまでといたします。

(関係府省の副大臣、政務官、橋下知事、広瀬知事、上原副知事退席)

(逢坂委員) 「各チーム会合の状況報告」を進めたいと思います。

(北川委員) 「各チームの状況について」、説明します。

直轄道路・直轄河川チームの状況について。直轄道路・直轄河川チームは、2月24日第1回会合を開催し、国土交通省から直轄道路・直轄河川の移管に向けた個別協議に係る経緯説明等が、地方側から移管検討に当たっての論点が提示され、その後山口県から検討のためのデータ提出の依頼を受け、国土交通省においてデータ提出を行ったほか、逢坂政務官と津川政務官の間で、今後の議論の進め方について意見交換がなされるなど、諸々の調整がされてきたところです。今後の直轄道路・直轄河川の地方移管については、今求められているのは、何らかの具体的な成果を上げることであり、移管のための財源のあり方等、そのための条件が全て成就しなければ先に進まない、進めないということではないと思います。このような問題意識のもと、今後の進め方について、近々二井山口県知事とも直接お会いするつもりですが、メンバー間での調整をさらに図っていきたいと考えています。

次にハローワークチームの状況についてですが、これまで地方側から、山田京都府知事にハローワークチームのメンバーになっていただいていたのですが、4月26日に全国知事会の会長になられたこともあり、今後は古川佐賀県知事をお願いすることと

させていただきました。

ハローワークチームは、前回の「アクション・プラン」推進委員会の決定と、4月23日の第1回会合を踏まえ、地方自治体に「アクション・プラン」の具体化に向けた提案を募集しました。本日はその結果について御説明します。

資料6を御覧ください。

まず提案の総数は、都道府県が41、市区町村が26、合計で67の地方自治体から提案がありました。各自治体の提案の具体的な内容は3ページ以降に掲載していますが、2の提案の状況を御覧ください。

(1)は早期の実現に向け、既に厚生労働省と提案自治体とで直接協議しているもので、5つの道県、北海道、青森県、新潟県、広島県、長崎県の提案の一部及び札幌市等22市区の提案がこれに該当します。中には既に事業を開始されたものもあります。志木市、秩父市、新宿区、総社市などです。

(1)以外の提案は、ハローワークチームのメンバー間でその対処方針について意見調整を行っています。

私としては、「アクション・プラン」に則り、提案内容に国の事業と地方の事業の一体的実施に係る取組が含まれているのなら、まずその実現を図るべきであると思っています。また、仮に、提案内容について変更したいという自治体があるなら真摯に対応すべきだと思っています。この点については、今回の会合で御確認いただければと思います。

次に、共通課題チームの状況について、これまで地方側から、村井宮城県知事にこの共通課題チームのメンバーになっていただいていたのですが、3月11日に起きた東日本大震災への対応のため多忙を極めておられますので、今後は横内山梨県知事をお願いすることとさせていただきました。「一つの都道府県内でおおむね完結する事務・権限」のうち、「速やかに着手するもの」についてその対象事項及び移譲に向けての工程を整理するために、今週27日にチーム会合を開催しました。その会合で国側から提示された工程案が資料7の1になります。国側の意見は、進められるものは少しでも早く移譲に向けて着手すべきとの観点から、震災への対応が求められている状況の中で、現時点では、国側も移譲すると仕分けをしているものについて整理をし、今後の突破口としたいというものでした。一方、地方側の意見として、資料7の2が提出され、国側が移譲すると仕分けしているもの以外にも地方側が重点分野として考えているものを「速やかに着手するもの」として整理し、「出先機関の原則廃止」に結びつくものにしてほしいという意見が出されました。今後の進め方も含め、本件の取扱いについて、この場で議論することになっています。以上が各チーム会合状況です。(逢坂委員)3つの分野について論点がいくつかあると思います。まず、直轄道路・河川については前政権下でも議論してきまして、熟度の高い道路や河川があると聞いていますので、それを具体的に国土交通省から提示して、それを地方にも提示して集中して議論していただきたいと考えています。まず、道路・河川について御意見ありませんでしょうか。

(上田委員) これはもう少し議論を進めていただければと思います。大きな齟齬が出ているとは思っていません。二井知事が詰めている部分でそのまま詰めていただければと思います。あとの2チームについては相当異論があります。

(北川委員) いろいろ整理の仕方はあると思いますが、例えば本丸の100点をとることも一つの考え方であると思いますが、30点でも40点でもまずは動かしてみる。「アクション・プラン」ということで、二井知事を中心として打ち合わせをさせていただいて進めて行くということで、国土交通省は今回出てきたものについても徹底的にやっていくということで、御理解をいただいてよろしいですか。

(逢坂委員) 片山大臣それでよろしいでしょうか。

(片山委員長) 良いと思いますが、並行して財源のルールも作らなければいけないと思います。一県ごとやるという方法もあるが、できれば本当は客観的なルールで、基本的にはどこかの河川や道路が移譲対象になれば、財源の付与もまずルールが適用されて、それで特殊部分も加味していくようにしておいた方が早いと思います。どうも一県ごとやるという考え方もあると思いますが、結構骨が折れますし。

(北川委員) そのような整理は必要だと思います。もう一つ現道とバイパスでストップしている点については、補助金の問題云々とは別として具体的に進めていこうという姿勢が、ゆるめずにやっていかないと。さっき話された部分については個別にやるかまとめてやるかという議論をこれからしていくというのが一つ、その点上田知事了解いただけますか。

(上田委員) 財源の部分が皆さん一番心配するところです。だから基本的なルールを作成して、そのルールに従って場合によっては少しキャパの幅を持たせることで柔軟に対応させるような、ルールのルールみたいなことをやっておけば、議論が進むのではないかと考えています。一つ一つ具体的に移管していくことができるものは、どんどん移管してもらえれば良いと思います。特にバイパスと現道なんかについては。

(北川委員) 補助金に係るものについては、個別でも頑張って提示しないと、知事も乗り切れない点もあると思います。

(片山委員長) その際です。例えば三桁国道は県が管理しています。あれは基本的には交付税で処理しています。そうすると二桁国道が移管されたときも、三桁国道よりはグレートが高いですから、三桁国道の算入額より少し上乘せしたような算入のルールを作って、交付税で処理した方が簡単だと思います。そうするとしかし、どんどん移管されれば地方の財源を食ってしまうので、最終的には交付税のところでは何らかの加算をするとか。移譲されたものをにらみながら、全体として交付税の会計の方に組み込んで出すというやり方が一番簡単だと思います。というようなことも含めて、財源のルールをできるだけ早く決めると話が個別に進みやすいのではないかと考えています。

(上田委員) あと手を挙げたところからやらせていくのが一番早いと思います。

(北川委員) 片山大臣が話されたような交付税の運用までも含めての議論に入っていた方が、事は解決すると思います。バッティングすることはあるでしょうけど、

具体のところ、また一緒にやりたいと思います。

(片山委員長) 私が申し上げたことをすると、バイパスと現道の関係は簡単に整理できると思います。

(上田委員) 交付税に全体として算入しているということだと、よくわからないというようなことになればつらいですが。

(片山委員長) それで交付税で算入するとか、今までやってきた一般財源化と一緒にすると結局どんどん移譲を進めれば地方側が損するのではないかと。共有財源が移譲されたところに行くことになるから。だから入口のところ、国費との間で調整することです。

(上田委員) 是非。そのことが心配ごとになっていると思います。

(逢坂委員) 次はハローワークですが上田知事、御意見があるかと思えます。

(上田委員) 実のところ古川知事から今までの話と違うではないかという連絡がありました。一体的にやってきたところは特に問題ないです。埼玉県でもある意味一体的にやっている。そうではなくて、一体的にやるのも良いですが、できたら丸ごと移管してください。それが不可能であれば良いか悪いかを実験させてくださいということです。埼玉県であればハローワークは 15 あります。1つで良いからやらせてくださいということです。県のハローワークと国のハローワークとどちらが良いかを後で確認したらどうですか。県の方が悪ければごめんなさいと言って戻せば良いし、県の方が良いとなればもう少しあげればどうですかということです。そういう世界をつくってチャンスを下さいということです。今の民主党政権で連合というバックの中で、全部いただくという話は難しいので、我々は最初からかなりハードルを低くして1つでも良いからくださいという形で問題提起をしたところ、これを「アクション・プラン」ではなくて構造改革特区でやれという話が出たというから、それは違うでしょう。交通整理をしていくと 22 年 3 月に地域主権戦略会議で枝野行政刷新担当大臣から提案の依頼がありまして、構造改革特区でやれということでしたので、3月31日に内閣官房に提案して4月30日に厚生労働省から特区としては対応できないと蹴られました。5月11日に再提案してやはり特区としては対応できないということになりました。それで23年3月にハローワークの取扱いは「アクション・プラン」に従って進めて行くと回答が出て、基本的に「アクション・プラン」に従って進めていくということで話が出来ているのにまた構造改革特区に戻されるのでは話にならない感じです。あくまで構造改革特区は規制緩和が中心です。それでもハローワークに風穴を開けるために枝野行政刷新担当大臣が提案をされたので挑戦したのですが、厚生労働省から2回はねられ「アクション・プラン」でやっていくということで、平成22年12月27日の第10回地域主権戦略会議でハローワークの地方移管が特区提案に含まれているのか確認した時、片山総務大臣が、埼玉と大阪の知事から特区提案がありましたので受けるところは誠実に受けてやっていくので御懸念のないようにと言われた。誠実に対応すると言っても、誠実に対応した結果、出なかったらどうなるのですかと言ったら、仙谷官房長官が「それはやるということだ。議事録に残してくれ。」と言わ

れた。それでみんな安心して1以外の提案ということで都道府県並びに政令市などでハローワークの特区で提案しているので、これを「アクション・プラン」の扱いではなくて構造改革特区という話になると今までの議論が全てひっくり返ってしまう。どこかで交通整理を間違えたのではないか。今までの流れを把握していただいて、ぜひ手を挙げたところから特区でやらせていただきたいと思いますので、ぜひ取扱いをお願いしたいと思います。

(片山委員長) 率直な感想を言いますと、あの時は大阪の知事や上田知事から言われ、全国で1つ2つちょっとやってみるとい印象でした。いろいろ御不満はあったかもしれませんが、「アクション・プラン」をまとめる時にいろんな事情があって基本的には3年間くらいは国と地方で一体的にやって、さらにステップアップして行こうということで前段の整理ができて、だけど意欲的なところがあれば、それをもっと進める特区的な考え方があっても良いのではというのはもちろんなのですが、1つ2つといったイメージがあったのが、知事会の方からは全国全て1つという話があったので、厚生労働省も正直のけ反った面があるのです。

(北川委員) 41 あったのですね。

(片山委員長) そうです。ですから本当は1つやってみて、これは良いということになるかどうかと思うが、少し掛け違いがあったようです。

(上田委員) 初年度に東西で2つやらせたらどうですか。

(片山委員長) 私は1つでも良いと思うのですがやってみて、1つだったら全国的なあれなんて関係ないですから。だからそういうことから実験的にやったらどうかと当時思っていたけど、ちょっと知事会の方がこうなって、厚生労働省から見たら大軍団で攻めてきたみたいなことであったので。

(上田委員) 気分としてはこれでできるのだと、みんな特区で申請しようとなって、そこまでやる気分がない都道府県は一体的な実施を提案するというニュアンスでだいたい二手に分かれたのです。

(片山委員長) そこでイメージが違ったということですね。

(上田委員) なるほど。

(北川委員) 私も閣議決定があって、特区が前提で古川知事に電話したのですが、なかなか頑張ると、今話が出てきたことをここで整理できるかどうかはわからないが、41 というのはのけ反ったということだと思う。しかし1つとか、不転の決意で上田知事が臨まれるということは真剣に検討することにして、今日はそれぐらいという気がします。

(上田委員) 「アクション・プラン」の中でやっていくという認識はしておかないと、「アクション・プラン」の中で進めていくことまで下げてもらうと困る。

(片山委員長) 担当がいっしょなので、上に上がると結局同じことになる。構造改革特区も担当ですし、「アクション・プラン」も担当です。

(上田委員) 古川知事もそのように理解していない。我々は「アクション・プラン」の中でやると決めているのに、これは構造改革特区の問題ですよと言われたら、えーっ

て感じます。

(北川委員) これは扱いの問題だからどちらでやるのかは一度考えてもらうことで良いでしょうか。

(上田委員) 厚生労働省側がおののいているという話は承りました。大臣がイメージとして1つ2つ出すという話としていたのは初耳です。あの時に特区でやれるのだとやっとなんと踏ん張っていただいたと理解していた。これは相手もある事ですから、何が何でも100%取るっていう話は難しいので、私的には、先行的に丸ごとを大阪と埼玉あたりでやらしてくれというのが最初からの意見ですから、もし1つなら1つを東西でやらしてほしい気持ちはあります。1つだけだと評価が分からないとされても困るので2つか3つやれば、ある程度同じような評価になると思うので、是非一旦受け取らせていただいて、メンバーに返してみたいと思います。

(北川委員) 数の事も含めて検討していただくということで。

(逢坂委員) 3つ目をどうぞ。

(上田委員) 知事会的にも、各府省が仕分けしたA-aの話はだめだと、蹴っ飛ばして特に重点的な分野として二種類を出した経過があるのに、またこれが出てきた。なぜだめかという事を二つ申し上げたいと思います。地方整備局の所で、整理番号で(2-2)とか(7)とか中身を見ていくと、地方自治体に移管される直轄道路に係る入札及び契約等に関する事務、直轄道路に係る事業評価及び費用の縮減に係る事務、直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査に関する事務、直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務など、なぜ直轄道路が移管されていないのに、契約や入札の事務を移譲する話になるのか。直轄道路が移管された時にその議論をするのならともかく、直轄道路そのものが全く移管されていない段階からこのような話をして全く意味がないのではないかというのが一点目です。二つ目が経済産業局の並行権限の付与、つまり権限を並行して与え、両方権限を持つという話です。これは地方環境事務所でも同じです。両方権限を持つとした場合、国と県とで許認可の話がずれていたらどうするのか。地方が甘いとなれば地方に持って行く、国が甘いとなれば国の方に持って行く、場合によっては裁判になってしまいます。これらは全く違う話なので、並行権限と、本体が移管されていないのに下の部分を移譲する議論は勘弁してください。それ以外のことは、場合によってはちまちましたものでも引き受けていきます。しかし条件はあります。地方が重点分野に入れている大物、例えば農林水産省の農地転用ですが、埼玉県では企業立地を平成17年から積極的に行っていますが、6年3ヶ月の間に485件の企業立地があり、そのうちの84件、約6分の1がいわゆる農林水産省との協議、もしくは農林水産大臣の許可で、6分の5が2ヘクタール以下で知事の権限でした。しかし、この6分の1の部分は大型案件で、地元では雇用、税収の面で喜ばしい話で、これがスピーディーに出来れば、その分ロスが減り利益が沢山になるので進出企業も喜ぶ。これは、農林水産省の担当課長が農政局の窓口にいる程度で、場所など具体的なことは間違いなく知事の方が分かっていますので、このようなものを知事に許可させると。もし問題があれば大臣が注文をつけるとか、国土

計画上支障がある場合や農業政策上問題がある場合には、何らかの形で大臣は勧告することが出来るとか、そのような方法でガバナンスを行うことがあっても良いと思います。ただ、我々も農業生産者も沢山いますから、農業生産者を無視して片っ端から農地転用することはできません。道路沿いで意味のあるところは農地転用したりしますが、逆に農地転用したのと同じ分だけ休耕田を復活させるようなことを埼玉県ではやっています。北海道に次いで二番目に埼玉県は休耕田の再利用が多いのです。企業立地もやっているが、その分農業者に不安を与えないという展開をしています。いずれにしても、こういう大きな玉をいくつか出していただいた上で、このA-aの事業の中で、並行権限と、本体事業すらも移管していないにもかかわらず意味のない入札だの契約だのの事務の移譲について議論するという無駄な時間はやめてほしいと思います。後で、これとこれについては意味がないという資料を提出させていただきます。

それ以外はどうしてもやれと言うのであれば、いくつか大きな玉を出させていただいていますので、それと交換条件で受け取らせていただきます。せめてヒットを3本ぐらい打たせてもらいたいと思います。ホームランまでいかなくとも、3塁ぐらいまで行かせてもらいたいというイメージです。

(逢坂委員) 基本的に上田知事の方向性には異論ありません。A-aをやるから、そのほかはやらないという姿勢は全くもっておりません。A-aは必ずしも十分ではありませんが、霞ヶ関の側も差し出したものですから、それに手を付けないことはないだろうということです。それについては、ある一定の目処をつけましょうということです。それ以外のものは、並行で議論することで構わないと思いますので、ヒットに相当するようなものをこれから打ち合わせして、3本ぐらい特に重点的にやってほしいものを出していただいて、議論したら良いと思っています。

(上田委員) 経済産業省の9事務のうち7事務が並行権限なのです。これは破棄してもらいたいと思います。地方整備局の9事務は入札契約、土地収用などですが、直轄事業そのものが移管されておらず、移譲されても意味がない事務が入っていますので、この部分は全面的に再考していただきたいと思います。

(逢坂委員) 契約入札の事務等につきましては、道路の移管が前提という条件で、道路が移管されない状況で入札だけやることはないかと御理解いただきたいと思います。それと、並行権限の問題は、大きな議論だと思いますので、これを最初から外すというよりも、それも含めて同時並行で議論していけば良いと思います。並行権限のままで悪いのか、場合によっては実は利があることもあるかもしれない、あるいはまた別の考え方があるかもしれないことも含めて、今後のプロセスの中で議論すれば良いと思います。

(北川委員) 10%ぐらいのシャビィなものが20%と倍にはなったということがあり、A-aをまず進めながら、さっきおっしゃったようなことについて、並行してやるということをお聞きいただいて、篠原副大臣からも前向きな話があったので、農地転用を盛り込むかなども並行してやるということで、A-aはあまり条件を付けずにやれる

ことは早くやった方が良くと思います。知事会からあがってきたことをやっているわけですから。

(上田委員) 知事会からはA－aはあがっていないのです。

(北川委員) そうですか。

(事務局) 知事会の提言があったものを踏まえて、各省が自己仕分けをした結果です。

(上田委員) しかし重点事項が出ていないですね。

(北川委員) それはそうですが、今提言いただいたようなことは、これから並行してやっていくことでどうですか。

(上田委員) しかし玉がでない。

(片山委員長) ちゃんとした目玉がない。

(北川委員) そこまで大臣が言っていたら、そのような形にしながら、上田知事が知事会議でゴーサインを出していただいて。

(上田委員) 何を目玉で出すか相談しなくてはならないです。重点分野を出していますが、その中で何を選ぶかということです。重点分野の話は出てきていませんので、全部だとなかなかうまくいかないでしょう。その中で何を選ぶかということもあると思います。私は勝手に農地転用の話を出しましたが、全国的には出ていない話かもしれません。3つほどやらせてください。その上で、A－aの中で……。

(北川委員) 中でではなくて、A－aはですね。

(上田委員) いや、ここはなかなか厳しいのです。

(北川委員) 各省が出したA－aは10%、20%と褒められた数字ではないが、努力した感がありました。知事が望まれていることはカットされていますが、全部ではなく、何かに焦点を絞っていただいた方が良くと思いますので、そのような前提で知事会で話をしていただくというのは。

(上田委員) 要は、自立とか自由度をどれだけ高めるかというところから話が出てきますので、「このぐらいだったらやる」といった話ではないのです。自立とか自由度を高めるものを選ぶなくてはならないはず。今は「これだったら良い」といった感じで周辺部分の掃き出しのような感じですので、これではなかなか。

(北川委員) さっきの農地転用なども含め、一度知事会でも話をしていただかないと難しい問題だと思います。

(上田委員) すぐお持ちしたいと思います。

(北川委員) A－aは少し見解に相違がありますね。

(片山委員長) 逢坂政務官も言いましたが、これで終わりではなくて、次のステップがあるということが一つ。

(上田委員) やはり本丸を攻めるのが本筋であって、あまり砦みたいなものやっても。

(片山委員長) その趣旨を踏まえて、もう一度さらに我々の方も検討しますから。

(北川委員) 検討して頂いて、具体的なことがあると思います。上田知事だけでなく、今日に際して何人かの知事に当たったのですが、意外に厳しいというふうにも思いました。しかし、「アクション・プラン」であがってきたところは、具体的にまず進め

ていこうという理解だけはあって、その上でそちらで話されたことは前向きに検討することで、一度知事会議にかけていただくようよろしくお願いします。

(平野委員) 例えば農地問題に関して言いますと、所有権を株式会社に認めるかで喧々諤々の議論をやってきたわけです。その議論の中で、賃借権だけを自由化するということが改革がなされました。何を言いたいかと申しますと、この転用の問題は、たぶん農地の制度からすると肝の肝で、これは言い続けるしかないと思います。言い続ける中で、最近の転用の案件を見ますと、明らかに農用地の領域でも、今の農業生産性と地域の活性化という観点から、やはり地域活性化が優先されます。その中で、弾力的に運用するという姿勢も見えてきているのではないのでしょうか。かつては、絶対駄目でした。米価はどんどん下がっていて所得保障で支えている状況の中で、建前上は絶対に駄目だが、学校施設や病院施設を持ってくるなど地域の中で地域活性化につながるような施設を持ってくることは、個々のレベルの中では、若干時間はかかるけれども認めましょうという雰囲気になってきています。その部分はコンスタントに常に言い合っていくという状況の中で、だんだん改善されていくことがあるだろうと思います。一気にこれを本丸のところで作るとなると、必ず今の段階では、またハレーションを起こします。全体の問題を見ますと、私も行政刷新会議を一年ちょっとやりましたが、ずっと言い続けていたものが一つ一つということがあり、それでは遅いと言われるかもしれませんが、実態運営からすると進んでいることになりますので。

(上田委員) 農政局レベルでもやさしくないかと思います。ただ農地の確保などは意識して努力した方が良くと思います。そういう意味では、農地をつぶしたら休耕田を復活させるとか、そういう努力もしておかないと本当に危ないです。

(平野委員) 治水がそういう考え方をとっています。地域を開発した場合には必ず調整池を作るという条件をつけてやっています。

(北川委員) 我々が聞いていても別天地で話しているという感じです。また議論してください。

(逢坂委員) それでは今日はこれで終わりにしたいと思いますが、先程言いましたA-aのところは、一定程度整理はさせていただきますが、それで終わりではないということで、並行して意見交換して掘みどころをまたお教えてください。それでまた、一緒にやっていきたいと思っています。そういう整理にしたいと思っていますので、よろしくお願いします。よろしいですか。

事務方から言葉だけ確認してほしいということですが、ハローワークについて、さらに新しい提案も検討していくということでもよろしいですね。

(上田委員) はい。

(逢坂委員) よろしいですね。それではこれで確認がとれたということで、今日の会議はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

(以上)